

綾瀬市遠隔移報システム等による火災通報取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間、休日等において無人となる防火対象物の火災を早期に覚知する観点から、遠隔移報システム等による火災通報を一定条件を満たす場合に限り承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 即時通報 夜間、休日等において無人となる防火対象物に設置された自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の作動を直接監視によらず電話回線等により移報する装置等を経て関係者等が遠隔監視している場合において、作動信号を受信した関係者等が現場を確認することなく当該内容を即時に消防機関に通報することをいう。
- (2) 直接通報 夜間、休日等において無人となる防火対象物に設置された自火報の作動信号を直接監視によらず、かつ、遠隔監視もしていない場合において、当該作動信号を関係者等の手を経ないで非常通報装置等により直接消防機関に通報することをいう。
- (3) 遠隔移報システム等 即時通報及び直接通報（以下「即時通報等」という。）をいう。
- (4) 警備会社等 防火対象物における自火報の作動信号の受信等を受託している警備会社、ビルメンテナンス会社、第3セクター等の機関をいう。
- (5) 関係者等 防火対象物の管理権原者及び当該防火対象物内の事業所の従業員並びに当該防火対象物の管理権原者が自火報の作動信号の受信等を警備会社等に委託している場合における当該警備会社等の従業員をいう。
- (6) 現場派遣者 即時通報等を行つた場合に、現場対応行動等必要な活動を行うため、当該信号を発した防火対象物に出動する関係者等をいう。
- (7) 承認 即時通報等を行おうとする防火対象物の管理権原者が事前にその旨の申請を行つた場合に、消防長が当該申請内容を認めることをいう。
- (8) 登録 警備会社等が即時通報に係る登録申請を行つた場合に、消防長が当該申請内容を認め、登録することをいう。

(対象物の範囲)

第3条 即時通報等を認める対象物は、夜間、休日等において無人となる防火対象物のうち、次の各号によるものとする。

(1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の規定により自火報が設置されている消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる防火対象物であること。

(2) 防火対象物の全体（同一敷地内を含む。）にわたって承認申請がなされる防火対象物であること。ただし、防火対象物の部分から承認申請がなされる場合にあつても、当該防火対象物の全体から消防隊の進入に必要な破壊等事前承諾が得られる等消防活動に支障がない場合は、対象に含めることができるものとする。

（即時通報承認条件）

第4条 即時通報は、次の条件を満たす場合に認めるものとする。

(1) 予防技術に関する事項

ア 自火報は、消防法令に定める技術上の基準に従つて設置及び維持管理されていること。

イ 自火報は、「自動火災報知設備の非火災報対策の推進上の留意事項について」（昭和61年11月6日消防予第148号消防庁予防課長通知）に基づく感知器の選択基準による非火災報対策が講じられているとともに、次のいずれかによる方法の非火災報防止対策が講じられていること。

(ア) 蓄積式受信機の設置

(イ) 蓄積式中継器の設置

(ウ) 蓄積付加装置の設置

ウ 即時通報に用いる機器等の設置及び維持管理が適正であること。

(2) 消防活動に関する事項

ア 消防隊到着後15分以内に関係者等が当該防火対象物に到着できるものであること。

イ 消防隊が現場到着後、速やかに自火報の受信機（以下「受信機」という。）に到達できる対応として、次のいずれかの方策が講じられていること。

(ア) 消防隊による当該防火対象物の異常の有無を確認するために必要な破壊の事前承諾

(イ) 自火報連動若しくは遠隔操作による出入口又はキーボックス等の開錠装置（以下「連動開錠装置等」という。）の設置。ただし、この場合であつても、

その状況により進入に必要な破壊もやむを得ない場合があることを事前に承諾するものであること。

(ウ) 当該防火対象物の関係者等による消防機関よりも早い現場到着

(3) 警備会社等に業務委託するものにあつては、当該警備会社等が、次に掲げるすべての事項に適合しているもの又は第7条第2号に規定する登録条件に適合しているものであること。

ア 即時通報に適切に対応できる体制を有していること。

イ 自火報から遠隔移報された火災情報を受信する機器等の設置及び維持管理が適正であること。

ウ 警備会社等又はその営業所ごとに「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和58年12月2日消防予第227号消防庁次長通知）に基づく教育担当者講習会の修了者を指定し、当該教育担当者（以下「教育担当者」という。）による組織的、計画的な防火・防災教育を実施していること。

（直接通報承認条件）

第5条 直接通報は、次の条件を満たす場合に認めるものとする。

(1) 予防技術に関する事項

ア 前条第1号ア及びイに適合するものであること。

イ 直接通報装置は、「消防機関へ通報する非常通報装置の取扱いについて」（昭和62年7月14日消防予第118号消防庁予防課長通知）による構造及び性能を有し、かつ、機器等の設置及び維持管理が適正であること。

(2) 消防活動に関する事項

前条第2号ア及びイに適合するものであること。

(3) 前条第2号アの対応が適切に行えるよう、当該防火対象物の関係者等の所在地へも同時に移報（常時受信できる場所をあらかじめ2箇所以上指定）するものであること。

（承認申請等）

第6条 即時通報等の承認等に関する事項は、次によるものとする。

(1) 即時通報等の承認申請

ア 即時通報等の承認を受けようとする防火対象物の管理権原者は、即時通報承認申請書（第1号様式）又は直接通報承認申請書（第2号様式）により承認に必要な図書等を添付して消防長に申請するものとする。

イ アの規定による承認申請を受けた消防長は、申請内容等を審査し、第4条又は第5条の承認条件に適合すると認めるときは、即時通報等承認通知書（第3号様式）により申請のあつた管理権原者に通知するものとする。

ウ 消防長は、イの規定による審査の結果、承認条件に適合しないと認めるときは即時通報等不承認通知書（第4号様式）により申請のあつた管理権原者に通知するものとする。

(2) 即時通報等の承認内容の変更

即時通報等の承認を受けた防火対象物の管理権原者は、承認内容に変更が生じる場合には、あらかじめ即時通報等承認内容変更届出書（第5号様式）によりその内容に係る図書等を添付し、消防長へ届け出るものとする。

(3) 承認の更新

即時通報等の承認有効期間は、承認の日から3年以内とし、防火対象物の管理権原者は、3年ごとに即時通報等承認更新申請書（第6号様式）により更新の申請をするものとする。ただし、承認内容に変更がない場合には、更新申請を省略することができるものとする。

(4) 承認の取消し

ア 消防長は承認した防火対象物が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、承認有効期間内であつても、当該承認を取り消すことができるものとする。

(ア) 第4条又は第5条に定める承認条件に適合しないことが明らかとなつた場合

(イ) 即時通報承認対象物において委託している警備会社等が登録を取り消された場合

(ウ) 即時通報等承認対象物における通報時の関係者等の支援行動等が著しく不適切であつた場合

(エ) 第9条に定める事故発生時等の措置が不適切であつた場合又はその措置についての報告を怠つた場合

(オ) その他承認の継続が不相当であると認められる場合

イ 消防長は、アによる承認の取消しをする場合には、即時通報等承認取消通知書（第7号様式）により当該管理権原者に通知するものとする。

（警備会社等の登録等）

第7条 警備会社等の登録等に関する事項は、次によるものとする。

(1) 登録の申請

ア 即時通報に関して登録を受けようとする警備会社等は、登録申請書（第8号様式）に次に掲げる図書等を添付して、消防長に申請するものとする。

(ア) 定款等会社の概要及び業務概要

(イ) 基地局、待機所等の所在及びそれぞれごとの警備員数、責任者氏名

(ウ) 待機所ごとの配置車両

(エ) 待機所ごとの即時通報対象事業所数

(オ) 移報受信後の基地局、待機所等の対応状況

(カ) 基地局、営業所ごとの教育担当者の状況及び教育計画

(キ) 即時通報に用いる機器等の概要及び機器ごとの仕様図書

(ク) 即時通報に用いる機器等の保守管理の方法及びその状況

(2) 登録条件

ア 消防長は、前号の規定による登録申請を受けた場合、次に掲げる登録条件に適合すると認めるときは、登録通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

(ア) 即時通報に関して適切に対応できる警備会社等であること。

(イ) 即時通報に用いる機器等の設置及び維持管理が適正であること。

(ウ) 警備会社等又はその営業所等ごとに教育担当者による組織的、計画的な防火・防災教育を実施していること。

イ 消防長は、アに規定する登録条件に適合しないときには、不登録通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

(3) 登録内容の変更

登録した警備会社等において、第1号に掲げる事項に変更を生じる場合には、あらかじめ登録内容変更届出書（第11号様式）によりその内容に係る図書等を添付して、消防長に届け出るものとする。

(4) 登録の更新

ア 警備会社等の登録有効期間は、登録の日から3年以内とし、3年ごとに登録更新申請書（第12号様式）により申請をするものとする。

イ 消防長は審査の結果、支障ないと認めるときには、登録更新通知書（第13号様式）により申請者に通知するものとする。

(5) 登録の取消し

ア 消防長は、登録された警備会社等が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、登録有効期間内であつても当該登録を取り消すことができるものとする。

(ア) 登録条件に適合しないと認められる場合

(イ) 現場派遣者の現場への到着が繰返し遅延したと認められる場合

(ウ) 現場派遣者の措置等が著しく不相当と認められる場合

(エ) その他、登録の継続が不相当であると認められる場合

イ 消防長は、アの規定による登録の取消しをする場合には、登録取消通知書（第14号様式）により当該警備会社等に通知するものとする。

（消防活動）

第8条 即時通報等に係る消防隊の運用については、綾瀬市警防規程（昭和60年綾瀬市消防本部訓令第5号）の定めによるものとする。

（事故等の報告）

第9条 遠隔移報システム等に係る次に掲げる事故等が発生した場合は、当該承認対象物の管理権原者又は警備会社等の代表者等は、7日以内に遠隔移報システム等事故等報告書（第15号様式）により消防長に報告するものとする。

(1) 自火報の非火災報により通報された場合

(2) 遠隔移報装置等の誤作動により通報された場合

(3) 即時通報等を取りやめる場合

(4) 当該警備会社等の火災信号受信システムに事故等が発生した場合（警備会社等が登録をしていない場合も含む。）

(5) 登録を受けた警備会社等が、当該登録を取りやめる場合

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に即時通報等により運用している防火対象物にあつては、

平成元年7月31日までに消防長に申請し、消防長が承認した場合は、この要綱の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

3 前項に規定する即時通報等の承認期限は、平成3年8月31日までとする。

第1号様式(第6条関係)

即時通報承認申請書						年 月 日	
綾瀬市消防長 殿							
住所							
申請者							
氏名							
<p>次の防火対象物について、自動火災報知設備等の維持管理及び非火災報防止対策を適正に行うことを条件として、無人時における即時通報の承認を申請します。</p> <p>なお、内部確認のため必要な破壊を承諾します。</p>							
防火 対象 物	所在地				電話番号		
	名称			用途	()項	収容人員	
	代表者職氏名	職			氏名		
	構造・規模	造		地上	階	地下	階
		建築面積		m ² 延べ面積		m ²	
警備会社等への業務委託		有			無		
非火災報防止対策		有	蓄積式受信機	蓄積式中継器	蓄積付加装置		
		無	設置予定	年 月 日			
防火管理者選任年月日		年 月 日					
消防計画届出年月日		年 月 日					
受 付		欄	経 過		欄		

- 備考 1 太線枠内のみに記入すること。
- 2 即時通報等対象物現況表、防火対象物の案内図、配置図、消防隊到着時の進入箇所案内図、自動火災報知設備の受信機までの経路図等を添付すること。
- 3 警備会社等に業務委託をしている場合は、警備会社等対応の状況及び警備会社等の状況を、自社(自施設)対応の場合には、自社(自施設)対応の状況を添付すること。ただし、登録警備会社等に業務委託している場合は、これら様式の添付を省略することができる。

第1号様式(その2)(第6条関係)

即時通報等対象物現況表

自動火災報知設備関係

受信機	型 級 / 回線		型式番号	受第	号(蓄・非蓄)	
	製造会社					
副受信機	型 級 / 回線		中継器	回線 個		
最終点検・報告	外観点検		機能点検		総合点検	
	点検実施日		報告日			
	点検実施者	所 属	電話番号			
		氏 名				
資 格						

遠隔移報装置等定期点検実施予定者

所 属	電話番号		
氏 名		資 格	

消防隊進入方策確保の状況

(1) 受信機所在箇所までの破壊箇所の指定の有無	有 (1)	無
(2) 自動開錠装置等の設置の有無	有 (2)	無
自動開錠装置等の方法		
(3) 消防隊の到着よりも早い関係者等の現場到着の有無	有	無
現場派遣者	職・氏名	
	住所又は待機場所	電話番号
	防火対象物までの実距離	k m
	交通手段	自動車 バイク 自転車 徒歩 その他 ()
	到着所要時間	分

- 備考
- 1 自動火災報知設備の最新の点検票の写しを添付すること。
 - 2 (1) に該当する場合は、指定破壊開口部の位置、開口種別、表示灯等に関する図書を添付すること。
 - 3 (2) に該当する場合は、開錠する開口部の位置、キーボックスの位置、表示灯等に関する図書を添付すること。

第1号様式(その3)(第6条関係)

警備会社等対応の状況

防火対象物名称		
警備会社等	名称	電話番号
	所在地	
	代表者職・氏名	
	登録年月日	年 月 日
	登録番号	第 号
基地局	所在地	
	名称	電話番号
防火対象物	所在地	
	名称	
直近の待機所	待機人員	人
	待機車両数	台
	予想される出動人員	人
	防火対象物までの実距離	k m
	防火対象物までの到着所要時間	分
	防火対象物の錠の保有の有無	有 無
	錠保有の場合の開錠可能範囲	(1)すべての居室 (2)自動火災報知設備の受信機設置場所まで (3)その他()
防火対象物に係る業務委託範囲		

第1号様式(その4)(第6条関係)

警備会社等の状況

防火対象物名称					
警備会社等	名称	電話番号			
	所在地				
	代表者職・氏名				
	従業員数	人	教育担当者	人	
	待機所数	箇所	保有車両数	台	
基地局	名称	電話番号			
	所在地				
	責任者職・氏名				
	従業員数	人	教育担当者	人	
	待機所数	箇所	保有車両数	台	
教育計画					

備考 次に掲げる図書を添付すること。

- (1) 定款等会社の概要及び業務概要
- (2) 待機所等の所在及びそれぞれごとの警備員数、責任者氏名
- (3) 待機所ごとの配置車両
- (4) 待機所ごとの即時通報対象事業所数
- (5) 移報受信後の基地局及び待機所等の対応状況
- (6) 営業所ごとの教育担当者の状況
- (7) 即時通報に用いる機器等の概要及び機器ごとの仕様図書
- (8) 即時通報に用いる機器等の保守管理の方法及びその状況

第1号様式(その5)(第6条関係)

自社(自施設)対応の状況

防火対象物名称				
第一 移 報 先 現 場 派 遣 者	職・氏名			
	住所	電話番号		
	防火対象物までの実距離	k m		
	交通手段	自動車 バイク 自転車 徒歩 その他 ()		
	到着所要時間	分		
	防火対象物の錠の保有の有無	有 無		
錠保有の場合の開錠可能範囲	(1)すべての居室 (2)自動火災報知設備の受信機設置場所まで (3)その他()			
第二 移 報 先 現 場 派 遣 者	職・氏名			
	住所	電話番号		
	防火対象物までの実距離	k m		
	交通手段	自動車 バイク 自転車 徒歩 その他 ()		
	到着所要時間	分		
	防火対象物の錠の保有の有無	有 無		
錠保有の場合の開錠可能範囲	(1)すべての居室 (2)自動火災報知設備の受信機設置場所まで (3)その他()			
非常 通 報 装 置	設	品名	製造会社	
	置	型式	認定番号	
	機	通 報 内 容		
	器	有人時における押しボタン起動による119番通報の有無 有 無		

第2号様式（第6条関係）

直接通報承認申請書

年 月 日

綾瀬市消防長 殿

住所
申請者
氏名

次の防火対象物について、自動火災報知設備等の維持管理及び非火災報防止対策を適正に行うことを条件として、無人時における直接通報の承認を申請します。

なお、内部確認のため必要な破壊を承諾します。

防火対象物	所在地				電話番号			
	名称				用途	()項	収容人員	人
	代表者職・氏名	職			氏名			
	構造・規模	造 地上 階 地下 階			建築面積	m ²	延べ面積	m ²
警備会社等への業務委託		有			無			
非火災報防止対策		有	蓄積式受信機	蓄積式中継器	蓄積付加装置			
		無	設置予定	年	月	日		
防火管理者選任年月日					年	月	日	
消防計画届出年月日					年	月	日	
受 付 欄				経 過 欄				

備 考 1 太線枠内のみ記入すること。

- 2 即時通報等対象物現況表、直接通報対応の状況、防火対象物の案内図、配置図、消防隊到着時の進入箇所案内図、自動火災報知設備の受信機までの経路図等を添付すること。

第3号様式（第6条関係）

<p>即時通報等承認通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">綾瀬市消防長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">即時</p> <p>年 月 日付けで申請のあつた 通報について、次のとおり 直接</p> <p>承認したので、通知します。</p> <p>なお、承認後において承認条件等に適合しない事項が生じた場合は、承認を取り消すことがあります。</p>	
名 称	
所 在 地	
代 表 者 職 ・ 氏 名	
承 認 番 号	第 号
承 認 有 効 期 限	年 月 日
備 考	

承認内容に変更が生じる場合は、あらかじめその内容について届け出る
こと。

第4号様式（第6条関係）

<p>即時通報等不承認通知書</p> <p>第 年 月 日 号</p> <p>殿</p> <p>綾瀬市消防長 印</p> <p>即時 年 月 日付けで申請のあつた 通報については、次の 直接 とおり不承認としたので通知します。</p>	
名 称	
所 在 地	
代表者職・氏名	
理 由	

第5号様式（第6条関係）

<p>即時通報等承認内容変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>綾瀬市消防長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり変更したので届け出ます。</p>			
承認対象物	承認区分	即時通報	直接通報
	承認番号	第	号
	所在地		
	名称	電話番号	
	代表者職・氏名		
変更内容			
受 付 欄		経 過 欄	

- 備考
- 1 太線枠内のみ記入すること。
 - 2 変更内容に係る図書等を添付すること。

第6号様式（第6条関係）

即時通報等承認更新申請書										
年 月 日										
綾瀬市消防長 殿										
住所 申請者 氏名										
印										
<p>次の防火対象物について、自動火災報知設備等の維持管理及び非火災報防止対策を適正に行うことを条件として、無人時における即時通報等の承認更新について申請します。</p> <p>なお、内部確認のため必要な破壊を承諾します。</p>										
通 報 区 分			即時通報				直接通報			
防火 対象 物	所 在 地						電話番号			
	名 称				用途	() 項		収容人員	人	
	代表者職・氏名		職			氏名				
	構 造 ・ 規 模		造 地上		階 地下		階			
			建築面積		m ²		延面積		m ²	
初回承認年月日			年 月 日		承認番号		第 号			
前回更新年月日			年 月 日							
非 火 災 報 防 止 対 策		有	蓄積式受信機		蓄積式中継器		蓄積付加装置			
		無	設置予定		年 月 日					
防火管理者選任年月日			年 月 日		消防計画年月日		年 月 日			
受 付 欄					経 過 欄					

備考 太線枠内のみ記入すること。

第7号様式（第6条関係）

<p>即時通報等承認取消通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">綾瀬市消防長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日付け第 号で承認した 即時 通報について、 直接</p> <p>次のとおり承認を取り消したので通知します。</p>	
名 称	
所 在 地	
代表者職・氏名	
承認申請年月日	年 月 日
承認年月日	年 月 日
承認番号	第 号
理 由	

第 8 号様式 (第 7 条関係)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">登 録 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">綾瀬市消防長 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">住所 申請者 氏名</p> <p style="margin: 10px 0;">遠隔移報システムの即時通報に係る登録について、次のとおり申請します。</p>			
登録申請 を行う警 備会社等	所在地		
	名称	電話番号	
	代表者職・氏名		
遠 隔 移 報 受 信 場 所	所在地		
	名称	電話番号	
	責任者職・氏名		
受 付 欄		経 過 欄	

- 備考 1 太線枠内のみ記入すること。
 2 必要な図書等を添付すること。

第9号様式（第7条関係）

<p>登 録 通 知 書</p>	
<p>第 年 月 日 号</p>	
<p>殿</p>	
<p>綾瀬市消防長</p>	
<p>印</p>	
<p>年 月 日付けで申請のあつた即時通報の業務について、次のとおり登録します。</p> <p>なお、登録有効期限内においても登録条件等に適合しない事項が生じた場合は、登録を取り消すことがあります。</p>	
名 称	
所 在 地	
代表者職・氏名	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
登 録 有 効 期 限	年 月 日
備 考	

登録申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめその内容について届け出ること。

第 1 0 号様式 (第 7 条関係)

<p>不 登 録 通 知 書</p>	
<p>第 年 月 日 号</p>	
<p>殿</p>	
<p>綾瀬市消防長</p>	
<p>印</p>	
<p>年 月 日付けで申請のあつた下記警備会社等の即時通報の業務について、次のとおり不登録としたので通知します。</p>	
名 称	
所 在 地	
代表者職・氏名	
理 由	
備 考	

第 1 1 号様式 (第 7 条関係)

登 録 内 容 変 更 届 出 書			
			年 月 日
綾瀬市消防長 殿			
住所 申請者 氏名			
次のとおり登録内容を変更したいので届け出ます。			
登 録 警 備 会 社 等	登 録 番 号	第 号	
	所 在 地		
	名 称	電 話 番 号	
	代表者職・氏名		
変 更 内 容			
受 付 欄		経 過 欄	

- 備考 1 太線枠内のみ記入すること。
 2 変更内容に係る図書等を添付すること。

第 1 2 号様式 (第 7 条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">登 録 更 新 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">綾瀬市消防長 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">住所 申請者 氏名</p> <p style="margin: 20px 0;">即時通報に係る登録の更新について、次のとおり申請します。</p>			
登録更新の	所在地		
	名称		電話番号
申請を行う	代表者職・氏名	職	
		氏名	
警備会社等	初回登録年月日	年 月 日	登録番号 第 号
	前回登録年月日	年 月 日	
遠隔移報	所在地		
	名称		電話番号
受信場所	責任者職・氏名	職	
		氏名	
受 付 欄		経 過 欄	

備考 太線枠内のみ記入すること。

第 1 3 号様式 (第 7 条関係)

<p>登 録 更 新 通 知 書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">綾瀬市消防長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日付けで登録更新申請のあつた即時通報の業務内容について、次のとおり決定したので通知します。 なお、登録有効期限内においても登録条件等に適合しない事項が生じた場合は、登録を取り消すことがあります。</p>	
名 称	
所 在 地	
代表者職・氏名	
登録更新年月日	年 月 日
登録番号	第 号
登録有効期限	年 月 日
備 考	

第 1 4 号様式 (第 7 条関係)

<p>登 録 取 消 通 知 書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>殿</p>	
<p>綾瀬市消防長</p>	
<p>印</p>	
<p>年 月 日付け第 号で登録した警備会社等の登録について、次のとおり登録を取り消したので通知します。</p>	
名 称	
所 在 地	
代表者職・氏名	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
理 由	

第15号様式（第9条関係）

遠隔移報システム等事故等報告書

年 月 日

綾瀬市消防長 殿

住所
報告者
氏名 印

遠隔移報システム等に係る事故等が発生したので、次のとおり報告します。

通 報 区 分	即 時 通 報	直 接 通 報
事 故 等 発 生 日 時	年 月 日	時 分 頃
事 故 等 の 区 分	自火報の非火災報	
	遠隔移報装置等の誤作動	
	即時通報等の取りやめ	
	火災信号受信システムの事故等	
	警備会社等の登録の取りやめ	
	その他 ()	
防 火 対 象 物 又 是 警 備 会 社 等	所 在 地	
	名 称	
	代 表 者 職 ・ 氏 名	
	承 認 番 号	第 号 登 録 番 号 第 号
事 故 等 の 内 容		
措 置		